

金沢美術工芸大学附属図書館規程

- 第1条 この規程は、金沢美術工芸大学学則第10条の規定に基づき、金沢美術工芸大学附属図書館（以下「図書館」という。）の組織その他に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 図書館に館長のほか、必要な職員を置く。
2 図書館にライブラリアン教員を置くことができる。
- 第3条 館長は、学長の命を受け館務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 第4条 図書館に図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第5条 委員会は、館長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。
図書館利用規程の制定および改廃に関すること。
図書館の予算に関すること。
図書の購入選定、受贈および廃棄に関すること。
紀要の編集および発行に関すること。
コンピュータ・ネットワークの運用に関すること。
その他図書館の運営に関すること。
- 第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
館長
各専攻等から選出された教員 各1人
ライブラリアン教員 若干人
- 第7条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。
- 第8条 委員会の運営については、この規程に定めるもののほか、金沢美術工芸大学委員会規程の関係規定を準用する。
- 第9条 この規定に定めるもののほか、図書館の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。